

# 指定認知症対応型通所介護 及び指定介護予防認知症対応型通所介護

## 八戸医療生活協同組合 デイサービスセンターさるかどした 運営規程

### (事業の目的)

第1条 八戸医療生活協同組合が設置するデイサービスセンターさるかどした（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、認知症の症状を伴う要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態になった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な生活上の世話及び訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものである。

- 2 利用者の認知症の症状の進行の緩和又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、漫然かつ画一的にならないように、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する八戸市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 6 事業の実施にあたっては、介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「八戸市指定地域密着型サービス及び八戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月28日 条例第31号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 8 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提

供を行うものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸医療生活協同組合 デイサービスセンター さるかどした
- (2) 所在地 青森県八戸市南類家一丁目13番7号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助を行う。

- (3) 介護職員 3名以上(介護福祉士を含む)

介護職員は、指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、その利用者の有する能力に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の維持、向上のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月2日までを除く。

- (2) 営業時間 9時30分から16時45分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八戸市の区域とする。

(定員及び定員の遵守)

第8条 事業所の利用定員は、1日12名とする。事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護[指定介護予防認知症対応型通所介護]の提供を行ってはならない。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第9条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活上の援助（移動、排泄の介助、見守り等）
- (2) 健康状態の観察
- (3) 機能訓練
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス
- (6) 送迎サービス

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(設備及び備品等)

第11条 事業者は、指定認知症対応型通所介護を行うにふさわしい専用の部屋であって3㎡に利用定員を乗じた面積以上のものを有するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕が法定代理受領サービスである時は、利用者からその負担割合に応じた本人負担分の支払いを受けるものとする。（詳しい料金表は重要事項説明書参照）

2 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

3 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕であって、利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係わる地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用。

4 食事の提供に要する費用（食材費 + 調理費相当分+おやつ代含む）

普通食550円、軟らか食 600円、ソフト食及びミキサー食 580円

- 5 おむつは、原則家庭で通常使用する物を持参とする。
- 6 指定認知症対応型通所介護の提供において、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

#### （掲示）

第13条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程等の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

#### （サービス利用にあたっての留意事項）

第14条 利用者は指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

#### （緊急時等における対応方法）

第15条 事業者は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

#### （事故発生時の対応）

第16条 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。
- 3 事業者は、介護保険事業者賠償責任保険に加入するものとする。

#### （非常災害対策）

第17条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (苦情処理)

第18条 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市に報告するものとする。

5 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報保護)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### (虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

に通報するものとする。

(運営推進会議)

第21条 事業所の行う指定認知症対応型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の高齢者支援センターの職員及び認知症対応型通所介護に知見を有する者等により構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議とは指定認知症対応型通所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第23条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 事業所は、すべての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、八戸医療生活協同組合と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。